

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書(その2)(第7号様式(2))記載の手引

愛知県

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、東京都内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人が控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。なお、この明細書は、第7号様式(その1)に代えて使用して差し支えありません。
- (2) この明細書中、2段書きとされている各欄は、上段に道府県民税相当分、下段に市町村民税相当分を記載します。
- (3) 内国法人が法第53条第37項及び第321条の8第37項又は令和2年旧法第53条第25項及び第321条の8第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
2 「政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人及び市町村民税の従業者数を政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、これらの従業者数を政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文及び政令第48条の13第7項本文又は令和2年旧政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。 ※ 道府県民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所等の所在する都道府県が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の3.2を用いて計算する法人をいいます。（以下同じです。） ※ 市町村民税の従業者数を政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所等の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の6を用いて計算する法人をいいます。（以下同じです。）
3 「所得税等の額 ①」	法人税の明細書(別表17(3の12)付表)の5欄の金額を記載します。
4 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額 ②」	法人税の明細書(別表17(3の12)付表)の31欄の金額を記載します。
5 「法人税の控除額 ③」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表17(3の12))の3欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表17(3の12))の11欄の金額を記載します。
6 「地方法人税の控除額 ④」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表17(3の12))の4欄の金額と地方法人税の申告書(別表1)の7欄の金額から法人税の明細書(別表6(5の2))の8欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を、連結申告法人にあつては地方法人税の明細書(別表2付表3)の16欄の金額を記載します。

欄	記載のしかた
7 「各都道府県・各市町村ごとに控除する金額の明細」	<p>2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」欄は、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文及び政令第48条の13第7項本文又は令和2年旧政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書及び政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人は第7号の2様式別表2の⑧欄及び第20号の4様式別表2の⑧欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(2) ⑩欄及び⑬欄の計算は、⑥欄の金額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき金額は、⑥の(イ)及び(ロ)の各欄の金額の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき金額の合算額(⑯及び⑰の各欄の金額の合計額)を控除した額となります。</p> <p>(3) ⑪欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額(第6号様式又は第6号様式(その2)の⑦欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額)から特定寄附金税額控除額(第6号様式又は第6号様式(その2)の⑧欄)の金額を控除し、税額控除超過額相当額の加算額(第6号様式又は第6号様式(その2)の⑨の欄の金額)を加算した金額を記載します。</p> <p>(4) ⑭欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額(第20号様式の⑤の税額の欄又は⑥の税額の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額)から特定寄附金税額控除額(第20号様式の⑦欄)の金額を控除し、税額控除超過額相当額の加算額(第20号様式の⑧の欄の金額)を加算した金額を記載します。</p>